

令和2年度 第1回五霞町総合教育会議次第

日 時 令和2年9月25日(金)
午前10時30分から
場 所 五霞町中央公民館 3階 青少年研修室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 五霞町立学校のあり方検討会におけるこれまでの経過について
- (2) 具申内容について（経過途中報告）
- (3) 基本方針（素案）について
- (4) その他

4 閉 会

総合教育会議での経過内容

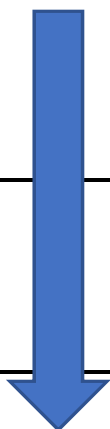
月日	場所	主な検討内容
平成28年2月26日	五霞町役場	平成27年度第3回五霞町総合教育会議 ○その他の中で、学校の適正規模・適正配置について
平成28年6月23日	五霞町役場	平成28年度第1回五霞町総合教育会議 ○その他の中で、学校統廃合の検討を進めるに当たっての考え方（案）について
平成29年6月20日	中央公民館	平成29年度第1回五霞町総合教育会議 ○その他の中で統合等について
平成30年3月23日	中央公民館	平成29年度第2回五霞町総合教育会議 ○県内小中学校の動向について
平成30年12月18日	中央公民館	平成30年度第1回五霞町総合教育会議 ○東・西小学校における教育懇談会の実施結果について ○町立学校のあり方の検討について
令和元年8月28日	中央公民館	令和元年度第1回五霞町総合教育会議 ○五霞町立学校のあり方について
令和2年2月20日	中央公民館	令和元年度第2回五霞町総合教育会議 ○五霞町立学校のあり方検討会について

五霞町立学校のあり方検討会での経過内容

月日	場所	主な検討内容
令和元年10月30日	中央公民館	○検討会設置 ○組織づくり ○検討会の主旨説明 ○五霞教育の現状
令和1年11月25日	春日部市内	○先進校視察（春日部市立江戸川小中学校）
令和1年12月1日		広報紙第1号発行，HP公開
令和2年12月16日	五霞町内	○現状視察（五霞東小，五霞西小，五霞中）
令和2年1月28日	中央公民館	○五霞町の公共施設の現状 ○目指す児童・生徒像について ○アンケート内容検討
令和2年2月1日		広報紙第2号発行
令和2年 2月3日～2月14日		○アンケート実施（保護者・教職員・児童・生徒対象）
令和2年3月1日		広報紙第3号発行
令和2年6月1日		広報紙第4号発行
令和2年3月～6月		○コロナウイルス感染拡大防止のため，文書にて各会員との意見交換を重ねる
令和2年 7月14日,15日,17日	中央公民館	コロナウイルス感染拡大防止のため4グループに分け開催 ○魅力ある学校，特色ある学校について ○統合について
令和2年 8月25日,26日,27日	中央公民館	コロナウイルス感染拡大防止のため4グループに分け開催 ○小中一貫教育について ○具申書（案）について
令和2年10月9日	中央公民館	○具申書決定 ○教育委員会に具申

令和2年度の今後のスケジュールについて

9月	
	総合教育会議：経過報告（9/25金）
10月	第5回検討会：具申書内容決定（10/9金） 検討会から教育委員会へ具申
	教育委員会議：基本方針（案）協議（10/14水）
	議会全協：具申書、基本方針(案)説明（10/21水）
11月	基本方針（案）パブリックコメント （11/2月～12/1火（30日間））
12月	教育委員会議：パブリックコメント整理（12/3木）
	総合教育会議：基本方針決定（12/17木）
	議会全協：基本方針報告（12/21月）
1月	基本方針について町民等への説明会
	（仮称）統合等準備委員会発足・各部会設置
2月	
3月	



令和 2 年 9 月 25 日現在

具 申 書 (案)

令和 2 年 10 月〇〇日

五霞町立学校のあり方検討会

目次

(はじめに)	1
1 現状と背景	1
2 基本的な方向性	3
3 具体的な方策	4
4 配慮すべき事項	5

資料

(はじめに)

五霞町では、少子高齢化の進行が深刻となっており、年少人口は人口総数の1割を切っている状況である。小学校2校、中学校1校においても年々児童生徒数が減少しており、今後も減少が見込まれる。また、平成28年度に小中一貫教育実施を目的とする義務教育学校が制度化されたことから、五霞町総合計画、五霞町教育振興基本計画においても、今後は安全・安心に学べる教育環境の整備を含めた小・中学校のあり方についても検討を進めていく必要があるとされた。

五霞町立学校のあり方検討会（以下「本検討会」という。）は、五霞町総合計画、五霞町教育振興基本計画の施策の基本方針を受けて、五霞町の将来を担う子どもたちの健全育成、五霞町における義務教育のあり方について幅広い見地から検討するために設置された。

五霞町、茨城県の各種教育目標とアンケート集計結果を鑑み、本検討会は、目指す子ども像（中学卒業時、こんな子どもになってほしい）について話し合い、社会の変化に柔軟に対応できる力の育成等を目指し、検討を進めてきた。本検討会の中では、現状の五霞町における教育の諸問題を検証し、対応策を検討する中で、より良い教育環境を整備する必要性が強調された。よりよい教育環境を整備するために、町全体の取組みとして実施することを切に望む。

1 現状と背景

(1) 小学校の適正規模・適正配置について

ア 国・県の基準

国・県では、小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上の12学級以上が適正規模であると示されている。

イ 町の現状と今後

現在、五霞町の小学校は、五霞西小学校が6学級、五霞東小学校が7学級でいずれも適正規模とは言えない現状にある。また、町内における令和6年度以降の小学校入学児童数は40人未満となる見込みであり、各小学校を統合した場合においても学級における人数の上限が変わらない限り各学年2学級を維持するのは難しい状況である。

ウ 町民の意識

第 6 次五霞町総合計画住民意向調査（平成 30 年 12 月実施）においては、小学校統合又は小学校を統合し小中一貫教育を実施すべきという意見が 61.6%，現状を維持すべきという意見が 30.2%を占めている。

本検討会によるアンケート（令和 2 年 2 月実施）のうち学校制度の意見を見ると、保護者では小学校統合又は小学校を統合し小中一貫教育を実施すべきという意見が 88.2%，現状を維持すべきという意見が 11.8%を占めている。また、町在職の教職員では、小学校統合又は小学校を統合し小中一貫教育を実施すべきという意見が 100.0%，現状維持を支持する意見は無かった。

（２） 小中一貫教育について

ア 小中一貫教育の形態

小中一貫教育は、教育課程のあり方、学年段階間の区切りの設け方、マネジメント体制のあり方、施設の形態等から、大きく 2 つの形態に制度化されている。

（ア） 小中一貫型小学校・中学校

既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みを残し、9 年間の教育における系統性を重視した教育課程を編成し、児童生徒の発達段階に応じた指導内容、指導方法を展開しやすくした学校である。また、地域の特性を生かした特別な教科を教育課程に組み込むこともできる。形態には、連携型、分離型、隣接型、一体型が制度的に挙げられる。

（イ） 義務教育学校

小中学校の垣根を無くし、1 つの学校として 9 年間を通じて子どもたちの教育に携わる学校である。一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれる。教育課程、形態については、前述の小中一貫型小学校・中学校と同様であるが、学年区分を設定する際、より自由度が高く、子どもたちの実態、地域の実態に即した教育実践が可能となる。

※ これらの選択は、県や国が定めるものではなく、各自治体が地域の特性、実態に応じた選択が可能となっている。

2 基本的な方向性

(1) 小学校統合

本検討会においては、目指す子ども像を踏まえて小学校2校を1校に統合する事が望ましいという結論に達した。

その理由は次のとおりである。

- ア 学校規模の適正化を図ることで、より多くの人との係わりの中で子どもを成長させたい。
- イ 限られた予算の中、2校に関わる維持管理費を1校に集中することで、子ども一人当たりの教育費を十分に確保し、柔軟かつ豊かな教育環境を整えられる。教職員にとっても様々な指導法に挑戦できるというモチベーションを高めることにつながると判断した。
- ウ 町の将来を担う子どもたちが日々学ぶ小学校を統合することで、よりよい学校づくりは町の発展につながるという町民の意識が高まり、学校への協力体制づくりにつながると考える。

なお、小学校統合後も、教育環境を整備し、町の特性を生かした教育課程を持ち、きめ細やかな指導を積み重ね、小規模校の欠点を緩和・解消していくことが、時代の要請に応えられ、こどもたちの健やかな成長につながると考える。

(2) 小中一貫教育

本検討会では、小中一貫教育の形態として、隣接型の小中一貫型小学校・中学校を目指すべきという結論を得た。

その理由は次のとおりである。

- ア 多様な異学年交流の活発化、より多くの多様な教員が児童生徒に関わる体制の確保、中学校区を単位とした地域の活性化による地域の教育力の強化を図ること。
- イ 小中一貫教育によって中1ギャップ、小中ギャップを和らげ、教育内容や学習活動の量的・質的充実に対応しつつ、小学校でのリーダーである最高学年を経験できるという特性を生かし、小学校6年生の段階で大きな成長を促す指導を充実させること。
- ウ 部活動等の連携を図り、児童生徒の体力増進と、異学年で一つの目的に向かう教育効果を求めつつ、中学校校舎に入学すること等により、あこがれの気持ちや期待感を強く持って学校生活をスタートすること。

エ 将来的には、特色があり魅力的な教育課程を充実した施設設備を持つ義務教育学校を開校することも検討し小中一貫教育に取り組むべき。

本検討会では、特色がある魅力的な学校を目指す手立てとして、小学校と中学校が情報交換をする小中連携を超える教育活動が望まれている現状について議論を重ねた。そこでは、

- ・ 教育目標を小中両校で同じものとする。
 - ・ 子どもの発達段階に応じた指導方法と学習内容の適時性を図ること。
 - ・ 生活・生徒指導において小中学校が同一歩調をとること。
 - ・ 地域の教育力を積極的に学校に導入すること。
 - ・ 子どもの地域活動への参加を積極的に図ること。
 - ・ 他地域の学校、保育園・幼稚園、高校、大学等との交流を図り、多くの実体験を積ませること。
- など、新しい学校の教育指針となるであろうことが多く上げられた。

3 具体的な方策

(1) 実施場所

教育拠点としての環境が整っている五霞中学校敷地及び隣接する五霞西小学校敷地での統合が望ましいという結論に達した。

その主な理由は、次のとおりである。

ア 小学校での教科担任制を導入する際、中学校教諭の専門性を生かした授業（兼務発令・教科担任制）の展開が望まれる。また、中学校における個別・習熟度別指導における小学校同様のきめ細やかな指導（兼務発令・少人数指導）等も必要となる。小中学校が隣接することで授業の打合せ・準備、教員・子どもの移動等の利便性が高く、より効果的な指導と、教員の負担軽減につながる。

イ 小中学校が隣接することで小中一貫教育の実施（児童・生徒・教職員の交流）が容易になるとともに、施設設備を共用することで教育費の更なる有効活用が期待できる。

ウ 五霞町 B&G 海洋センター、ごか西児童館、五霞町中央公民館等が近く、多くの公共施設の有効利用が期待できるだけでなく、教育の町コミュニティの拠点として価値をより高めることができる。

(2) 実施時期

児童数の推計及び準備期間を考慮すると、令和〇年度を目途に統合する事が望ましいという結論に達した。

その理由は次のとおりである。

- ア 児童数の推計では、令和6年度には東西小学校入学児童数が40名を下回る見込みである。急激な人口減少が進んでおり、少子化にも拍車がかかっている中、これ以上統合時期が遅れば、適正規模・適正配置の意味が希薄化する恐れがある。
- イ 町民の五霞町の教育に対する期待に十分に答えるための周到な準備と制度の確立が必要である。小学校2校閉校に向けての準備、小学校1校への統合に向けての準備、さらには小中一貫教育に向けての準備、建物の増改築、教材・教具の整理・準備等の現実的作業時間を〇年間と考えた。

4 配慮すべき事項

将来に向けての小学校の適正規模・適正配置、小中一貫教育等の実施に当たっては、以下の項目について特段の配慮を願う。

(1) 統合等の準備にむけて

- ア 小学校の適正規模・適正配置、小中一貫教育等を進めるに当たっては、(仮称)統合等準備委員会を設置し、統廃合に関わる諸課題について協議、計画、実行がスムーズに実施できるよう取り組むこと。
- イ 小学校2校の閉校、1校の開校と小中一貫教育への準備は、多くの労力と時間を要する。教職員、町職員の負担が過重にならないよう各部署への事務分掌、人員配置を適正に行うこと。

(2) 教育環境の充実

- ア 小学校を統合し、小中一貫教育を展開する中で、変化の早い教育内容・方法への対応を可能とするために施設・設備の充実に努めること。
- イ 1学年2学級を維持できない場合においても、教育水準を維持するため、加配教員制度や町教育活動指導員制度等を活用し、人的保障を図ること。
- ウ 遠距離通学となる地区については、スクールバスの効率的運用を図るとともに、通学路、スクールバス乗降場所等の安全対策を十分に講じること。

エ 統合時の児童の精神的な負担を軽減することを最優先とし、統合後の学校生活が円滑に送れるように細心の注意を払うこと。

オ 新しい学校への理解と期待が得られるように保護者の協力も得て統合の趣旨を児童の発達段階に応じて説明し、閉校、開校の準備を進めること。

(3) 学校、保護者、地域との学校づくり

ア アンケート、本検討会では、子どもたちの郷土愛を育むことと五霞町の発展との強い関係性が常に語られてきた。地域の方々との関わり方の工夫で子どもたちに自己肯定感を持たせることも期待できる。地域と子どもたちとの関わり方に十分配慮しつつ、地域の教育力を積極的に生かすこと。

イ それぞれの学校には、長年培われた伝統や特色及び地域住民の愛情がある。各校の伝統等に配慮した新たな学校づくりに努めること。

ウ 新しい学校を核とした新しいコミュニティ創設には、これまでの東西小学校区のコミュニティ活動を尊重しつつ、両者の円滑な融合を図ること。

エ 小中学校の適正規模・適正配置等を進めるに当たっては、保護者、地域住民に対し、実施に対する理解と協力を得ることが重要である。説明会の実施、広報活動の充実等、様々な啓発活動を行い、保護者、地域も一体となって今後の学校づくりを進めること。

(4) まちづくり

ア 統合後の学校跡地利用については、統合後に活用されないまま放置することにならないよう、統合準備と同時進行で検討すること。

イ 五霞町の特色を生かし、若い世代が五霞町で暮らしたい、子育てしたいと思える環境を整備するなど、少子化対策を含め、安定した人口推移と五霞町の発展へ向けた取組みを推進すること。

ウ 小学校の統合を町発展の一つの契機と捉え、町の重点施策とし、「教育の町ごか」のイメージを確立し、新しい学校を五霞町のステイタスとすること。

(仮称) 五霞町立学校統合等基本方針 (素案)

令和 2 年 9 月 25 日現在

※この素案は、令和 2 年 9 月 25 日現在の五霞町立学校のあり方検討会による
具申書(案)や会議中の意見を踏まえて作成したものです。

目次項目案

- 1 町の人口及び児童生徒数の推移
- 2 小中学校適正規模の考え方
- 3 小中一貫教育について
- 4 学校規模の状況
- 5 教育委員会における学校のあり方の検討
 - (1) 五霞町立学校のあり方検討会設置・検討等の経過
 - (2) 五霞町立学校のあり方検討会の具申概要
- 6 基本方針
 - (1) 統合・小中一貫教育基本方針
 - (2) 実施時期
 - (3) 進め方
- 7 統合等に向けたスケジュール等
 - (1) 統合等を進めるにあたっての留意事項
 - (2) 統合等に向けたスケジュール

6 基本方針

(1) 小学校統合・小中一貫教育基本方針

五霞町立学校のあり方検討会の具申を踏まえ、五霞中学校敷地及び五霞西小学校敷地で小学校を統合し、隣接型の小中一貫型小学校・中学校を目指す。

現在、五霞町の小学校は、五霞西小学校が6学級、五霞東小学校が7学級でいずれも適正規模とは言えない現状にある。また、町内における令和6年度以降の小学校入学児童数は40人未満となる見込みであり、各小学校を統合した場合においても学級における人数の上限が変わらない限り各学年2学級を維持するのは難しい状況である。

第6次五霞町総合計画住民意向調査（平成30年12月実施）及び検討会による保護者、教職員へのアンケート（令和2年2月実施）においては、それぞれ小学校統合又は小学校を統合し小中一貫教育を実施するべきという意見が、現状を維持すべきという意見を大きく上回っている。

検討会の具申にもあるように、教育拠点としての環境が整っている五霞中学校敷地及び隣接する五霞西小学校敷地で既存の施設を有効活用し、小学校統合及び小中一貫教育の実施を目指す。

(2) 実施時期

五霞町立学校のあり方検討会の具申を踏まえ、令和〇年(20〇〇年)を目指す。

検討会から具申された次の理由から、児童数の推計及び準備期間を考慮し、令和〇年度を目途に統合し、小中一貫教育の実施を目指す。

ア 児童数の推計では、令和6年度には東西小学校入学児童数が40名を下回る見込みである。急激な人口減少が進んでおり、少子化にも拍車がかかっている中、これ以上統合時期が遅れば、適正規模・適正配置の意味が希薄化するおそれがある。

イ 町民の五霞町の教育に対する期待に十分に応えるための周到な準備と制度の確立が必要である。小学校2校閉校に向けての準備、小学校1校への統合に向けての準備、さらには小中一貫教育に向けての準備、建物の増改築、教材・教具の整理・準備等の現実的作業時間を〇年間と考えた。

(3) 進め方

学校の統合等は、児童、生徒や地域住民にも大きな影響を及ぼすことから保護者、地域住民の理解を得ながら進める。

検討会によるアンケートの結果や、具申書の中の「配慮すべき事項」にもあるように、小学校の統合し、小中一貫教育を展開するためには、児童生徒、地域住民にも大きな影響を及ぼすことから、保護者、地域住民の理解を得ながら進めていく。

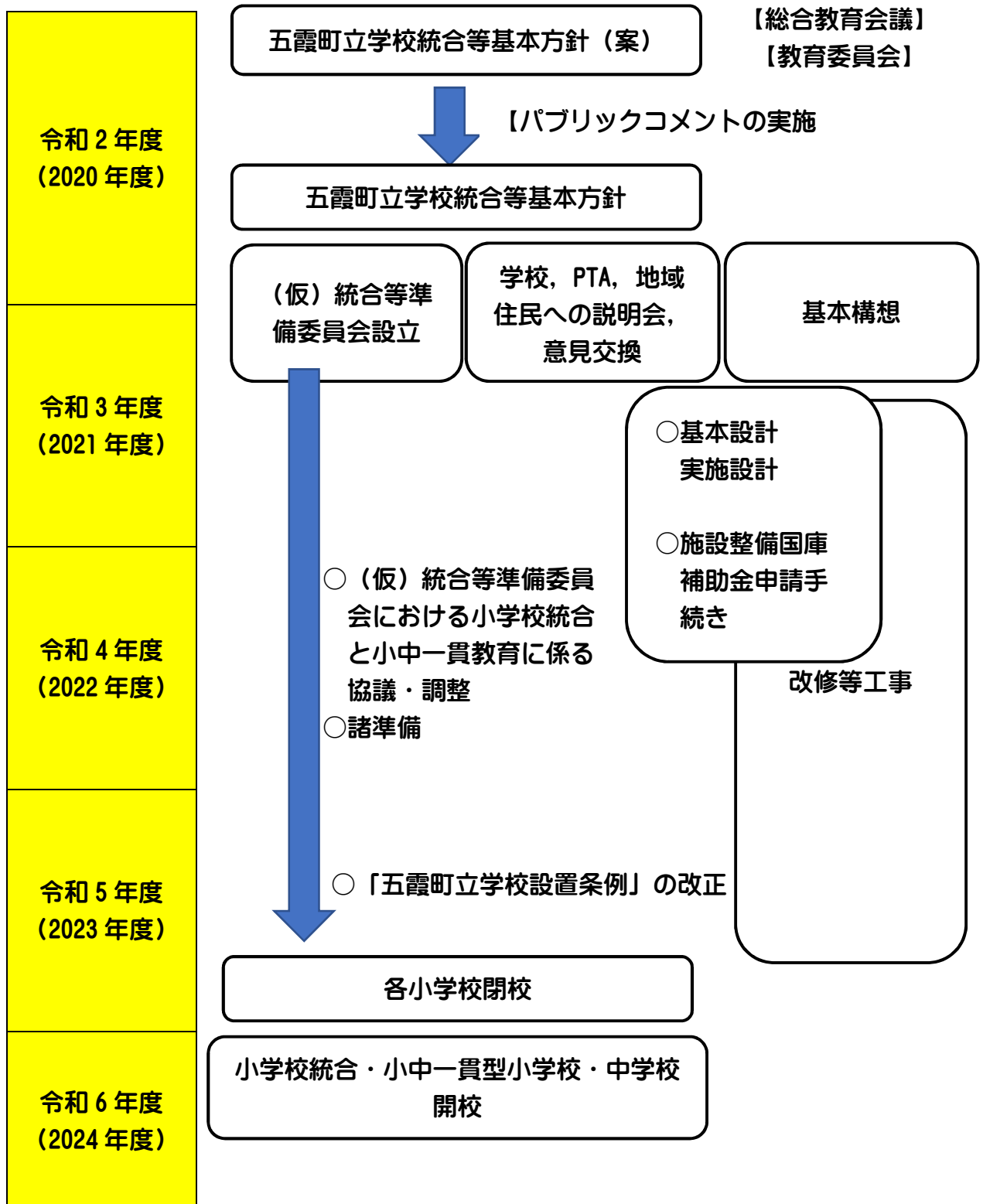
7 統合等に向けたスケジュール等

(1) 統合等を進めるにあたっての留意事項

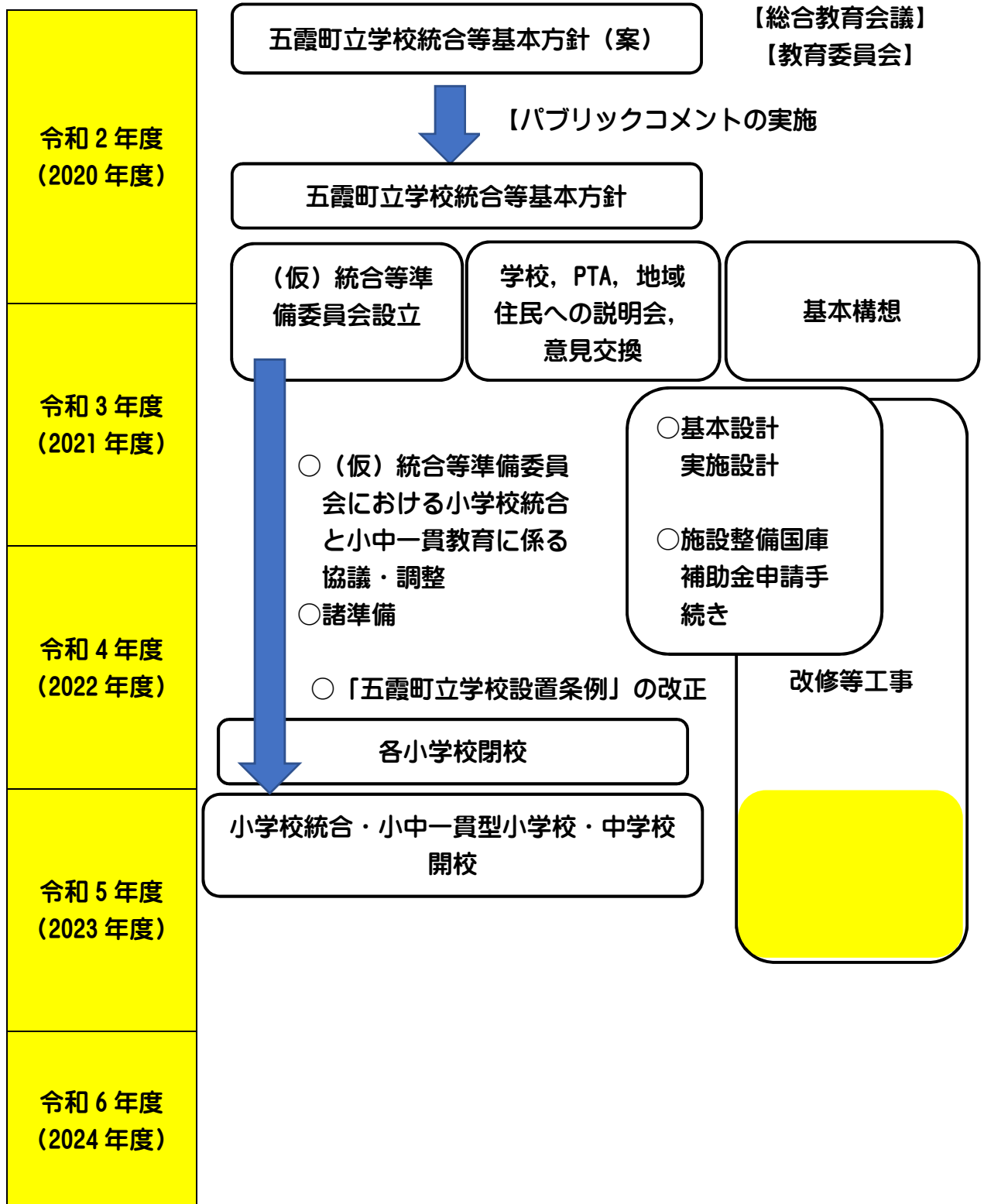
留意事項	内容	具体的な取組
児童への配慮	<p>小学校統合等により子供たちは、これまでの人間関係に加えて、新たな教職員や友人等との人間関係の構築に取り組むことになる。子供たちが新しい学校生活にスムーズに移行できるよう教職員の配慮はもとより、事前に学校間の交流活動等を計画的に行う等、子供たちの心身の負担軽減に向けた対応を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒同士の事前交流活動 ・統合等に伴う教職員配置への配慮 ・不安や悩みに関するアンケート調査等の実施など
通学への配慮	<p>小学校統合等により、通学路に変更が生じるため、通学路の安全確保に努めるとともに、遠距離通学の通学支援策としてスクールバスを導入し、運行範囲について検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全対策 ・スクールバス運行範囲の拡大、その他移動手段活用の検討 ・通学路の安全マップの作成など
地域への配慮	<p>学校には長年培われた伝統や特色及び愛情があり、地域との結びつきも強いことから、小学校統合等を進めるうえでは、保護者と地域の方々と課題を共有し、理解と協力を得られるよう努める。</p> <p>地域の教育力を生かせるよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者及び地域住民を対象とした意見交換会の実施 ・町ホームページ、広報紙等での情報提供・周知など
統合後の学校施設	<p>学校は、教育施設であるとともに、防災拠点や地域コミュニティの中心的な役割も担っていることから、統合等後の学校施設のあり方については、これらの機能に留意しつつ、総合的に検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者及び地域住民を対象とした意見交換会の実施 ・庁内検討組織等の設置など

	<p>いずれの小学校も市街化調整区域に位置し、公共施設や福祉施設等の用途に限定される。</p>	
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自校給食 ・ ICT の充実 ・ 異文化交流 ・ 教科担任制 ・ 放課後児童クラブ（学童保育） ・ 放課後教育の充実（民間、ボランティアの活動を生かして）町全体の教育に生かす ・ 農業体験の場 ・ 小集会が開催可能なホール ・ ランチルーム ・ 小中共用の図書館 ・ コミュニティホールなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者及び地域住民を対象とした意見交換会の実施

(2) 統合等に向けたスケジュール



(2) 統合等に向けたスケジュール (令和5年度開校の場合)



五霞町総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、町の教育に資するため、五霞町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及び事務の調整を行う。

- (1) 町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集し、町長が会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。ただし、前条ただし書に規定する場合にあっては、公表しないことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局を総務課に置く。ただし、教育委員会に補助執行させることができる。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年8月26日から施行する。

五霞町総合教育会議の構成員

(令和2年7月1日現在)

役 職 名	氏 名
五霞町長	染 谷 森 雄
五霞町教育長	千 葉 道 子
五霞町教育委員	小 村 隆 宜
五霞町教育委員	石 塚 和 実
五霞町教育委員	石 垣 洋 子
五霞町教育委員	大 道 寺 繁 行

事務局

所 属 名	氏 名
総務課長	山 中 一 郎
教育委員会次長	猪 瀬 英 子
総務課秘書グループリーダー	鳩 貝 浩 之
教育委員会学校教育グループリーダー	内 田 将 裕
教育委員会学校あり方検討室長	篠 崎 憲 一
総務課秘書グループ副主幹	五 十 嵐 俊 夫